

むらっ子マナビのサポート事業補助金 ✨

「むらっ子マナビのサポート事業」、略して「マナサポ」は、他の学生世代と比べ進学に伴う支出が特に多いことが推察される新入生及びそのご家庭への村独自の支援事業として実施します。

なお、今年度より対象年齢を「1歳」拡大しました。対象年齢の方にご案内を送付しますのでご確認ください。

対象施設

学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する以下の教育施設

- ・高等学校
- ・特別支援学校
- ・高等専門学校
- ・専修学校
- ・短期大学
- ・大学

※予備校も対象となる場合があります。

詳しくはお問い合わせください。



対象者

上記学校に通学する新入生またはその保護者で、次の項目すべてに該当すること。

- ・上記学校に在籍する学生であり、申請する年度の5月1日以降、引き続き申請時において村内に住所を有し、長生村から通学する者
- ・申請年度において次の年代の者
2009年4月2日生から2011年4月1日生の者(16歳・17歳)
2006年4月2日生から2008年4月1日生の者(19歳・20歳)
- ・申請者を含む同一世帯員に村税の滞納がないこと(現年度分を除く)

※17歳、20歳の方は、前年度に受給資格があり、何らかの理由により受給できなかった者に限ります。

補助金額

1人につき一律3万円(対象年度内)

提出書類

- ・むらっ子マナビのサポート事業補助金交付申請書兼請求書
- ・対象となる学生全員の「学生証等在学を証明するもの」の写し
- ・「通帳(口座番号が分かるページ)」又は「キャッシュカード」の写し
※児童手当口座利用の場合は不要(公務員を除く)

申請期限

令和8年9月30日(水)まで

提出先 子ども教育課(本庁舎2階)

※返信用封筒を同封しますので、ご活用ください。

なお、申請受理後、交付決定通知書と補助金振込通知書を送付します。

注意事項

- ・案内が届きましたら**期限までに必ず書類を提出してください。**
- ・補助金の申請者と振込先口座の名義人は必ず同一としてください。

〈お問い合わせ先〉

長生村教育委員会 子ども教育課 TEL 0475-32-0111

✉ cho-gakko@vill.chosei.lg.jp

